

## 職員の懲戒処分について

平成27年6月、本会男性職員が、建造物侵入罪及び神奈川県迷惑行為防止条例違反の容疑で逮捕されました。

本件行為は、本会の信用を傷つけ、又は職員全体の名誉を毀損する行為に該当する行為であるとし、独立行政法人日本学術振興会就業規程に基づき、平成28年2月9日付けで当該職員を停職1月といたしました。

平成28年2月10日

独立行政法人日本学術振興会  
理事長 安西 祐一郎